

第8章 投資形態

1. 進出形態

外国企業によるマレーシアへの進出形態としては、現地法人の設立、外国企業の支店の設置、外国企業の駐在員事務所の設置、個人事業又は組合、有限責任組合、既存企業への出資が考えられる。一般的には、現地で行うビジネス、出資規制や許認可、税金等を考慮して進出形態を選択することになる。なお、は無限責任を伴うものであり、通常、外国企業による進出形態として選択されることは多くないといえる。

(1) 現地法人の設立

これは、マレーシアの会社法（Companies Act 1965、以下「会社法」という）に基づき法人を設立し、登記（登録）する方法である。現地法人は、親会社（外国企業）から独立した法人格を取得する。

マレーシアは、後述する第 11 章 2.のとおり、会社の設立自体は比較的容易である。また、現地法人の場合は、外国企業の支店や駐在員事務所と比べて、活動範囲が広く、場合によっては投資インセンティブ（後記第 9 章参照）を受けることもできる。一方、業種によっては、最低資本金が高額になるものもある。

マレーシアの会社の種類については下記 2.を、最低資本金については下記 3.を参照されたい。

(2) 外国企業の支店

外国企業は、現地法人を設立するのではなく、外国企業の支店を設置し、登記（登録）することにより、支店を通じて、営業活動を含めた活動が可能になる。

但し、流通取引サービス業等、一部の業種・業態においては、支店形式で行うことが許されておらず、現地法人の設立が必要になることもある。

(3) 外国企業の駐在員事務所・地域事務所の設置⁴

外国企業は、政府の認可・承認（approval）を得て、駐在員事務所又は地域事務所を設置することもできる。なお、駐在員事務所及び地域事務所は、会社法に基づく登記（登録）は不要である。

⁴ マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority : MIDA)発行の「Guidelines For Setting Up a Representative Office / Regional Office」及び MIDA ウェブサイト。

< 駐在員事務所・地域事務所の定義 >

駐在員事務所 (Representative Office) とは、マレーシアにおいて情報を収集したり、投資の機会を求めたりする目的で、政府から設置を許された、外国企業のオフィスである。

地域事務所 (Regional Office) とは、東南アジアやアジア太平洋地域における、外国企業自体、その関連会社等のためのコーディネーションセンターとして活動する、外国企業のオフィスである。

< 活動できる事項 >

駐在員事務所及び地域事務所は、下記の活動を、本社又は関連会社のために行うことができる。

- ・ 情報の収集と分析、マレーシア及び周辺地域における投資や事業機会のフィージビリティスタディを行うこと
- ・ 事業計画の立案及びコーディネート
- ・ 原材料、構成物その他工業製品の特定
- ・ リサーチや製品開発
- ・ 地域内の本社及び関連会社のためのコーディネーションセンターとして活動すること
- ・ その他、直接的に現実の商業活動とならないもの

< 活動できない事項 >

- ・ 取引 (輸出入を含む) 事業その他商業活動に従事すること
- ・ 工場設備をリースすること (商品の発送、積み替え、保管はローカルエージェント又は配達業者に行わせなければならない)
- ・ 外国企業のためビジネス上の契約書に署名すること及び報酬を得てサービスを提供すること
- ・ マレーシア国内にある外国企業の子会社、関連会社又は支店の日々の経営に参加すること

< 期間とその他の要件 >

期間は原則として2年間とされる。また、運営予算が1年間で15万リンギ以上でなければならず、資金はマレーシア国外から提供されなければならない。

(4) 個人事業又は組合

個人事業における個人経営者及び組合 (Partnership) におけるパートナーは、事業の債務に直接責任を負う。このため、外国企業の投資形態として選択されることは多くない。

(5) 有限責任組合

2012 年有限責任組合法 (Limited Liability Partnership 2012) により、外国企業は有限責任組合 (LLP) を投資形態として選択できることになった。LLP は、伝統的な組合と会社形態の中間的な形態であり、一般に、パートナーは LLP の債務については限定的な責任を負うのみであり、同時に柔軟な組織設計が可能というメリットがある。

(6) 既存企業への出資

外国企業は、外資規制等の規制の範囲内で、上場会社や非上場会社の株式を購入することで、既存企業へ出資することもできる。マレーシアの会社の株式を一定以上買う場合には、会社法の規定に加え、資本市場サービス法 (Capital Markets and Services Act 2007) や買収・合併コード (Malaysian Code on Take-overs and Mergers 2010)、マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia、クアラルンプール証券取引所) の規則等に従う必要がある。

ひとくちメモ (10)： 支店から現地法人への「転換」

「まずは支店形式でマーケットに入り、その後、ビジネスが拡大したら現地法人を作る」という戦略で進出する企業は多い。その場合、支店から現地法人への「転換」は、看板の付け替えだけでは終わらない。

まず、法的には、支店はあくまで本店 (本社) の一部であるが、現地法人は本店とは別個独立の法人格をもつ。そのため、支店に属する資産を、支店から新しく設立する現地法人に移転する手続きが必要になる。同時に、現地法人については後述する第 9 章 2. で紹介する会社設立手続きが必要になり、支店についてはその閉鎖手続きも必要になる。さらには、現地で行うビジネスによってはライセンスが必要なものもあり、支店でライセンスを取得していた場合には、現地法人で新しくライセンスを取得する必要がある。

現場のビジネスに大きな変化は生じないとしても、法律面では多くの事務作業を生じさせるものとなる。



KL セントラルには SSM (CCM) と MIDA が並んでいる

2. 会社の種類

マレーシアの会社は、株主の責任の形態及び株式の譲渡性の有無等により、以下の通り区分できる。

(1) 株主の責任の形態による区分

株式有限責任会社

株式有限責任会社とは、定款によって、株主の責任を、引受株式の未払込額がもしあればその額に限定するとの原則により設立される会社のことである（会社法 4 条（1））。換言すれば、株主の責任は、(i) 全額払い込みがなされていればそれを超える責任を負わず、(ii) 未払込額がもしあれば未払込額までに限定される、というものである。この株式有限責任会社という会社形態が、外国企業の現地法人としてはもっとも一般的な形態である。

保証有限責任会社

保証有限責任会社とは、定款によって、株主の責任を、会社清算時において、株主それぞれが引き受けた額に限定するとの原則により設立される会社のことである（会社法 4 条（1））。株主は、通常時は出資することはないが、会社清算時には、それぞれが引き受けた金額を出資することとなる。

無限責任会社

無限責任会社とは、株主の責任に限定のない会社のことである（会社法 4 条（1））。

(2) 株式の譲渡性等による区分

非公開会社

非公開会社（private company）とは、定款において、(i) 株式の譲渡を制限し、(ii) 株主の数を 50 人 以下に制限し、(iii) 当該会社の株式及び社債（debentures）の公募を禁止し、(iv) 利息の有無や期間を問わず、会社への金銭の預託の公募を禁止している会社のことである（会社法 4 条（1）及び 15 条（1））。

外国企業の子会社は、多くの場合、この非公開会社として設立される。

公開会社

公開会社（public company）とは、非公開会社以外の会社をいう（会社法 4 条（1））。

ひとくちメモ (11)： 上場会社と公開会社

公開会社と非公開会社とは、本文記載のとおり、株式の譲渡性や社債を公募できるかという点に基づく区別である。

他方、上場会社というのは、マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia、ブルサ・マレーシア又はクアラルンプール証券取引所ともいわれる。) に上場している会社という意味である。そのため、「公開会社ではあるが上場会社ではない」という会社も存在している。

マレーシアの証券市場は、ASEAN の中でも活気があるといわれている。現状、市場規模ではそれほど大きくないものの、2012 年は世界の IPO ランキングトップ 10 にマレーシア企業が 2 社も入っている (パーム油事業を行うフェルダ・グローバル・ベンチャーズ・ホールディングス (Felda Global Ventures Holdings Bhd) が約 33 億ドルを調達、病院運営等を行う IHH ヘルスケア (IHH Healthcare) が約 21 億ドル (同時に上場したシンガポール証券取引所での調達額を含む。) を調達した)。日系企業の現地法人の場合は、親会社や地域統括拠点からの借入、現地の銀行からの借入等で、必要資金をまかなえるケースが多いと聞くが、現地での知名度向上等のため、ブルサ・マレーシア (Bursa Malaysia、マレーシア証券取引所) での上場の検討もありえる。

3. 最低資本金

会社法上、最低資本金の定めはないものの、事業の内容、必要な許認可に応じて、最低資本金の額が定められている。また、外国人が現地の会社で働くために必要な雇用パスなどを取得するためには一定の資本金が必要となる。

例えば、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia) の適用を受ける業種では、同ガイドラインにより最低資本金が定められている (例：ハイパーマーケットでは 5,000 万リンギ、百貨店では 2,000 万リンギ、専門店 (Speciality Store) (飲食店、家具、衣料品、書籍、電化製品等) では 100 万リンギ等)。

なお、製造業の場合、250 万リンギ以上又は 75 人以上の常勤従業員を雇用している場合は製造業ライセンスが必要となる。

< 雇用パス (Work Permit) を取得するために必要な資本金⁵⁾ >

会社の資本における外資の程度に応じ以下の区分がある。

- ・ 100%マレーシア資本の会社： 25 万リンギ
- ・ マレーシア資本と外資との合弁会社： 35 万リンギ
- ・ 100%外国資本の会社： 50 万リンギ

なお、合弁会社において、マネージング・ディレクター等の重要ポスト (key post) に就く外国人の雇用パスを申請する場合には、外資保有分が 50 万リンギ以上である必要がある。

⁵⁾ JETRO ウェブサイトによる。